

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

西海岸地域の住みよく・にぎわいのあるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、青森県西津軽郡深浦町

3. 地域再生計画の区域

青森県西津軽郡深浦町の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 深浦町の現況・課題

深浦町は、青森県の西南部に位置し、東は鱒ヶ沢町、西は日本海に面し、南は秋田県と接している。地形は、海岸から山岳地帯まで変化に富んでおり、ユネスコの世界遺産に登録されている白神山地や、津軽国定公園の十二湖、日本海に沈む夕陽が見られる深浦海岸など、美しい自然景観が豊富な地域となっている。総面積は、488.85 ㎥であるが、海岸線まで険しい山岳地帯が迫っている地勢となっており、居住地は、本町の中心部のほか、78km という長い海岸線沿いに散在し、農用地は、日本海沿岸部及び中小河川沿いの低平地帯と海岸段丘上に展開し、南北に細長い農業地帯を形成している。

本地域は、水稻と野菜を主とする農業と漁業を中心とした第一次産業を基幹産業として発展してきたが、地域経済の産業構造が大きく変化したことに伴い、農業経営を取り巻く状況が厳しくなったことや近年過疎化・高齢化が進行（過去 5 年間の人口が 11%減少するとともに、65 歳以上の高齢者が 37%を占める）しつつあり、耕作放棄地の増加も懸念されることから、生産基盤整備や担い手の確保、商品開発等による生産性の向上が求められているほか、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが重要課題となっている。

道路体系は、海岸線沿いに走る国道 101 号が地域内外を結ぶ唯一の幹線道路として生活や生産、物流、観光など多面的に利用され、地域経済に重要な役割を果たしている。しかし、単一路線であることから、冬期間の高潮による交通障害や災害時には交通の遮断が懸念されるとともに、両側に住宅が立ち並び、カーブで見通しも悪く、しばしば交通渋滞も引き起こしている。また、農地の大部分は、高台の海岸段丘上に展開しているため、国道 101 号との高低差が著しいこと、かつ海岸段丘上と国道を結ぶ連絡道が狭隘なこと等から、通作や農産物の迅速な流通にも支障を来している。本町では、夏秋トマトやアスパラガスを振興作目として奨励しているものの、市場への輸送時間がかかり取引に遅れる場合があり、農産物の円滑な流通経路の確保が必要とな

っている。

(2) 地域再生の目標

このような中、本町では、地域で真に豊かな暮らしを営むため、基幹産業である農林漁業の基盤整備等に加え、日本海と白神山地に育まれた地域資源（地域固有の価値）を活用した地元ブランド品の開発や地域情報の発信による商工・観光業の活性化、さらには、医療・福祉サービスの向上により、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる。

このため、本計画により、広域農道と町道を一体的に整備し、国道 101 号や臨港道路と連結した新たな道路ネットワークを早急に構築することで、散在する農地が結ばれ、通作の利便性の向上が図られるとともに、農作物や加工品の流通の迅速化・効率化により地域産業の振興が促進される。また、本町の医療機関の拠点である北金ヶ沢・関集落への通院や緊急時の搬送を行うためのアクセス改善が図られ、福祉サービス等の向上につながる。このことにより、本町の地域経済の活性化及び生活環境の改善を行い、「住みよく・にぎわいのあるまちづくり」を目指すものである。

(目標 1) 農産物や加工品の流通の効率化

(町中心部から弘前市場への所要時間 120 分→100 分)

(目標 2) 北金ヶ沢・関集落の生活環境の向上

(町中心部までの所要時間 40 分→30 分)

(目標 3) 医療機関へのアクセス改善

(町立診療所へ 30 分以内の人口カバー率 39%→47%)

(目標 4) 深浦町特産品認定数の増

(36 品目→50 品目)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本町の海岸段丘上を縦走し、既存の国道 101 号に接続して域外と結ぶ唯一の基幹農道「広域農道西海岸 2 期地区」及び接続する「町道関 17 号線」の一体的な整備により、効率的な道路ネットワークが構築され、営農の利便性向上、農産物等の物流効率化並びに医療機関等へのアクセス改善を図る。

また、地域の農業を振興し、耕作放棄地を解消するため、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を活用するとともに、新規就農対策による担い手の確保や農商工連携推進事業により加工事業を進め、町内製品の付加価値向上に取り組み、特産品の創出や PR 活動を行い、地域活性化を図る。更には、世界遺産「白神山地」や津軽国定公園「十二湖」への新たな観光ルートを創出するとともに、国道 101 号の被災時迂回路の確保を目指す。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下の事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・広域農道西海岸2期地区：事業採択を平成17年4月1日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成14年3月27日に確定している。
- ・町道関17号線：道路法に規定する町道に昭和56年3月28日認定済み。

〔施設の種類 (事業区域) 事業主体〕

- ・広域農道 (深浦町) 青森県
- ・町道 (深浦町) 深浦町

〔事業期間〕

- ・広域農道 (平成23年度～27年度)
- ・町道 (平成26年度～27年度)

〔整備量及び事業費〕

- ・広域農道 2.7 km、町道 0.7 km
- ・総事業費 3,290,000 千円 (うち交付金 1,645,000 千円)
(内訳) 広域農道 3,250,000 千円 (うち交付金 1,625,000 千円)
町道 40,000 千円 (うち交付金 20,000 千円)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組

該当なし

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない独自の取組

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「西海岸地域の住みよく・にぎわいのあるまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」を活用し、地域ぐるみによる耕作放棄地の防止と農業生産活動の維持増進を図る。
実施主体：「中山間地域等直接支払制度」(深浦町)、「農地・水・環境保全向上対策」(青森県農地・水・環境保全向上対策地域協議会)
- ②「北金ヶ沢地区広域漁港整備事業」を活用し、北金ヶ沢・関集落に臨港道路を整備し、地域交通の利便性を高め、地域の活性化を図る。
実施主体：青森県

③町立国保診療所機能の拡充と訪問看護ステーションとの連携により、在宅医療の充実を図る。

実施主体：深浦町

④「農商工連携推進事業」により、農林水産物の加工による付加価値向上に取り組むとともに、町全体が連携して特産物開発に取り組むための基盤整備を行い、地域活性化・雇用創出を推進する。

実施主体：深浦町

⑤新規就農対策として、本町とJAが連携し、造成したハウス団地を町内在住者並びにUターン、Iターン者を対象に貸出し、営農指導を行い担い手の育成を図る。

実施主体：JAつがるにしきた

6. 計画期間

平成23年度～27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」を設置し、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握すると共に、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行い、その結果を広報誌等により公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし